

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年仙台市規則第六号）新旧対照表

現行				改正後			
別表第一（第三条関係）				別表第一（第三条関係）			
事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件	事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
一～五(略)	(略)	(略)	(略)	一～五(略)	(略)	(略)	(略)
六 条例第二 条第三 項第六号 に掲げる 事業の種 類	ア 電気設備に関する 技術基準を定める省 令(平成九年通商産業 省令第五十二号)第一 条 <b>第四号</b> の変電所(以 下「変電所」という。) の設置	全地域	変電所の敷地の面積が二 十ヘクタール以上である もの	ア 電気設備に関する 技術基準を定める省 令(平成九年通商産業 省令第五十二号)第一 条 <b>第五号</b> の変電所(以 下「変電所」という。) の設置	全地域	変電所の敷地の面積が二 十ヘクタール以上である もの	A地域 変電所の敷地の面積が十 ヘクタール以上であるも の B地域 変電所の敷地の面積が五 ヘクタール以上であるも の
		A地域	変電所の敷地の面積が十 ヘクタール以上であるも の				
		B地域	変電所の敷地の面積が五 ヘクタール以上であるも の				
	イ 変電所の変更	全地域	変電所の敷地の面積が二 十ヘクタール以上増加す ることとなるもの	イ 変電所の変更	全地域	変電所の敷地の面積が二 十ヘクタール以上増加す ることとなるもの	A地域 変電所の敷地の面積が十 ヘクタール以上増加す ることとなるもの B地域 変電所の敷地の面積が五 ヘクタール以上増加す ることとなるもの
		A地域	変電所の敷地の面積が十 ヘクタール以上増加す ることとなるもの				
		B地域	変電所の敷地の面積が五 ヘクタール以上増加す ることとなるもの				
	ウ 電気設備に関する 技術基準を定める省 令第一条 <b>第八号</b> の電 線路(架空のものに限 る。以下「送電線路」 という。)の設置	全地域	送電線路の電圧が二十五 万ボルト以上であり、か つ、その長さが十キロメ ートル以上であるもの	ウ 電気設備に関する 技術基準を定める省 令第一条 <b>第九号</b> の電 線路(架空のものに限 る。以下「送電線路」 という。)の設置	全地域	送電線路の電圧が二十五 万ボルト以上であり、か つ、その長さが十キロメ ートル以上であるもの	A地域 送電線路の電圧が二十五 万ボルト以上であり、か つ、その長さが七キロメ ートル以上であるもの B地域 送電線路の電圧が二十五 万ボルト以上であり、か つ、その長さが三キロメ ートル以上であるもの
		A地域	送電線路の電圧が二十五 万ボルト以上であり、か つ、その長さが七キロメ ートル以上であるもの				
		B地域	送電線路の電圧が二十五 万ボルト以上であり、か つ、その長さが三キロメ ートル以上であるもの				
	エ 電気事業法(昭和三十 九年法律第七十 号) <b>第三十八条</b> に規定する事業用電 気工作物(以下「事業 用電気工作物」とい う。)であって、風力 を原動力とする発電 用のもの(以下「風力 発電所」という。)の 設置	全地域	風力発電所の出力が五千 キロワット以上であるも の	エ 電気事業法(昭和三十 九年法律第七十 号) <b>第三十八条第二項</b> に規定する事業用電 気工作物(以下「事業 用電気工作物」とい う。)であって、風力 を原動力とする発電 用のもの(以下「風力 発電所」という。)の 設置	全地域	風力発電所の出力が五千 キロワット以上であるも の	A地域 風力発電所の出力が二千 五百キロワット以上であ るもの B地域 風力発電所の出力が千二 百五十キロワット以上で あるもの
A地域		風力発電所の出力が二千 五百キロワット以上であ るもの					
B地域		風力発電所の出力が千二 百五十キロワット以上で あるもの					
オ～ソ (略)	(略)	(略)	(略)	オ～ソ (略)	(略)	(略)	(略)
七～二十三 (略)	(略)	(略)	(略)	七～二十三 (略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。